

証明書発行手続きについて

1 申請手続

(1) 申請者

証明書の発行を申請することができる者は、福岡県内において最終加工された食品を輸出しようとする者とする。

(2) 申請方法

申請者は、別記様式 1、2 を含む申請書類を、福岡県簡易申請システムを利用して提出する。

ただし、同システムの利用が困難な申請者は、申請の 1 カ月前までに福岡県農林水産部輸出促進課（以下「輸出促進課」という）に相談すること。

なお、証明書の交付は、原則として輸出促進課で行うこととし、郵送での交付を希望する申請者は、交付希望日の 1 週間前までに、輸出促進課に返信用封筒（宛先を記入し、切手を添付すること）等を送付又は持参すること。

(3) 申請書類

ア 別記様式 1 の輸出食品等に関する証明申請書

イ 別記様式 2 の証明書に英語表記により必要事項を記入したもの（注 1）

ウ 別記様式 3 の委任状（注 2）

※証明申請書記載事項が確認できる書類を添付資料として提出する。（別表 1 参照）

注 1：別記様式 2 による証明品目が多い場合は「See Annex」等と記載し、商品リストを記載した別紙（Annex）を添付する。

注 2：代理人が証明書の発行を申請する場合、輸出しようとする者が作成した委任状の提出が必要となる。

2 申請内容の審査

県は、申請者が 1（3）により提出した書類を確認し、輸出貨物、輸出先国等及び産地について、次に定める項目を審査する。

(1) 輸出貨物の特定及び輸出先国等の確認

全ての証明に当たって、次の事項を確認する。

- ① インボイスの番号
- ② 商品名、数量、重量、及び包装形態
- ③ 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名
- ④ 輸出業者の名称及び所在地
- ⑤ 輸入業者の名称及び所在地

(2) 産地

最終加工施設の名称及び所在地を確認する。

3 現地確認その他必要な調査の実施

県は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか現地確認及びその他の調査を実施するものとする。

4 証明書の発行

県は、申請者から提出された申請書類等を審査し、証明する内容について確認できた場合、1(3)ア(イ)により提出された証明書に必要事項を記入し、署名(代理人を含む。)及び押印したものを交付するものとする。

(別表1) 証明申請書記載事項の確認書類

	確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できればよい)
輸 出 貨 物 等	インボイスの番号 商品名、数量、重量及び包装形態 出発地名、到着地名、出港日及び 船便名・航空便名 輸出業者の名称及び所在地 輸入業者の名称及び所在地 商品の情報	・インボイス (送り状) ・B/L(船荷証券)若しくはAWB (航空運送状) ・パッキングリスト ・積戻し許可通知書 ・輸入許可通知書 ・商品ラベルのコピーや商品の写真等
産 地	生産・加工施設の名称・所在地	・販売者名及び製造所固有の記号の記載がある 商品表示、製造所固有の記号に係る食品衛生 法の規定に基づく届出書、納品書等 (注1) 及び営業許可証等 (注2) ・取引先又は申請者本人による別記様式4の輸 出される食品等に関する確認書 (注3)

注1 取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類 (インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書) を含む。

注2 製造所固有の記号に係る食品衛生法 (昭和22年法律第233号) の規定に基づく届出に係る書類等が入手できない場合、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を含む。

注3 申請者が生産者・製造者の場合には確認書は不要とする。